

## 第5回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和4年9月2日(金) 午後1時30分～午後2時55分

2、開催場所 鹿島新世紀センター 2階会議室

3、出席委員 9名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 3名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

### 5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 7番 木下 英春 委員 8番 大町 朝子 委員

②第2 報告第 13号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
報告第 14号 農地法第3条の規定による許可の取消願いについて  
議案第 20号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
議案第 21号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
議案第 22号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画  
について  
報告第 15号 農地等形状変更届出について

### 6、農業委員会事務局職員

役職	氏名	役職	氏名
事務局長	田中 宏幸	主査	田中 莊子
局長補佐	峰松 正典	書記	植松 優太

### ◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	下村 和幸	○	7	木下 英春	○
2	中牟田 安彦	○	8	大町 朝子	○
3	針尾 忍	○	9	三原 一義	×
4	馬場 英喜	○	10	藤家 豊次郎	×
5	中村 博之	○	11	山口 和子	×
6	小笠原 初男	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	9名

### ◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
久保山・下古枝・大村方	松尾 正彦
東塩屋・西塩屋	小柳 直博

## 7. 会議の概要

事務局	<p>皆さん、こんにちは。定刻過ぎましたので、只今から第5回鹿島市農業委員会定例総会を開きたいと思います。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番下村委員から12番織田委員まで点呼をし、9番・10番・11番委員の欠席と9名の出席を確認。)本日の出席は9名全員であります。(出席委員が)過半数となっておりますので総会成立のための要件を満たしております。次に議事録署名人を指名致します。7番木下委員と8番大町委員にお願いいたします。審議に入ります前に議事進行について4点ほどいつもの注意をいたします。1点目ですが、各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関するのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止といたします。3点目です。市役所の敷地内はごく一部の決められた場所を除いて禁煙となっています。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが、議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案がある、これを審議・採決するときは特にこちらから指示は致しませんが、自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しとか罰則を受ける場合がございますので、ご注意してください。以上については、個々が自覚し会議場のマナーとしてご協力をお願い致します。それでは、慣例により会長に議長をお願い致します。</p>
会長	<p>改めて皆さん、こんにちは。今日はコロナ関係もあって3名の方が欠席となっていますが、中身の濃い議案審議をやりたいと思っていますから、ご協力を賜りますようお願い致します。台風11号がこちらには来ないと思っていた訳ですが、今のところ4日から6日にかけて(本市周辺を)通過をするような予想となっています。早い所では来週末くらいから夢しづくの稻刈りが始まりますし、極早生ミカンの収穫もそろそろかと思いますので、影響がないことを祈るばかりです。それから、暑い中にお願いをしました農地パトロールが無事に終わりました。本当に暑い中ではありますが、ありがとうございました。前の会長から引き継いで4年目となりましたが、荒れた農地が増えているような状況です。ここはもう十年も前から耕作されていないのではないかというような荒れた農地も報告が上がっています。(農地利用)最適化推進委員の中には多い方で150~160件確認していただいているので、委員の方と事務局で再度確認に回らざるを得ない。しかしながら、現地に行かれて分かるように、当該地の手前は荒廃が確認できても、向こう側の境界までは行けないので確認ができない状況になっています。冬場に行うのであれば(草が枯れて)行けるのかもしれません、この後の意向調査等のスケジュールを考慮しますと、この時期にやらないといけません。しかしながら、荒れた所もそれぞれの持ち主が森林組合や生産組合を活用しながら、もう少し管理をしていただくようにお願いしたいと思います。このことは我々も(持ち主に)繋いでいく必要があると思っています。是非もう1回改めて非農地は非農地、耕作できない所はできないでやっていかないといけないと思っていますから、以前から話していますように山に戻すとか、少し交通整理を皆さんといっしょにやっていきたいと考えているところでですので、ご協力いただきますようよろしくお願い致します。</p> <p>今日の(佐賀)新聞に、でかでかと荒廃園対策で酒米作りの記事が載っていました。現実的には彼らの荒廃園対策は上手くいっていないと思っています。(●●区での酒米作りは)挫折しているのではないかと思います。酒米だけの独り歩きをしております。酒米は足りない状況ですので、逆に我々としては協力できる体制を取れればと思っています。農協・酒造組合あたりとも話をし、遊休化している田んぼがあって、活用できればいいかなと思っています。ただ、中山間地でも山の方で作られていますので、本当に立派な酒米ができているのだろうかと私が知る限り疑問に思っています。それからもう一つは●●委員にご苦労いただき</p>

た●●から移住して来てのソバ作りのことも新聞に載っていました。少しずつではあります  
が、農業委員会皆さん方の農地パトロール含めた活動が、簡単にはいきませんが遊休農地・  
荒廃農地を減らす努力を改めてやっていかないといけないと思っています。

ここで報告を1件致します。●●農業委員の担当地区で圃場整備した第1種農地を宅地  
にしたいという農業振興地域からの除外申請で委員会の意見を求めるものがありました。それも1筆全部ではなく、分筆して宅地分をというものでした。●●委員は担当の最適化推進  
委員といっしょになって、何度も関係者の方と会って話を聞いています。今日の総会  
で議案として上げる予定で先週確認をしたところ、もう既に佐賀県の方へ農林水産課から進  
達されていました。皆さんからの意見を色々とお聞きをした上で手続きを踏んでいたつもりで  
した。また、その農地は耕作がされてなくて遊休状態でしたが、農地としてまだ十分利用でき  
る所でした。また、近くの人がこの頃になって借りても良いという方が出てきている状況で市役  
所の内部の部署から進達がされたことに腹立たしく思っております。皆様方には第1種農地・  
圃場整備された農地を住宅化するのは原則的に無理ですよといつもお願ひしています。これ  
が崩れていく形になっていますので、●●委員とは整理をしながら、もう一度ご本人さんたち  
の話を聞いてみたいと思っています。このままだと何処でも許可しないといけなくなると思いま  
すから、よくよく注意しながらやつていただきたいと思っています。皆さん達からも改めて生産組合  
長さん・区長さんへお願ひをしていただきたいのは、現地も見ないで署名・押印をしないよう  
にと念を押してください。署名・押印がされていたときは現地を観られたのか確認をしていただ  
きますようお願ひ致します。このことは受付の入口(農林水産課農政係)では多分あまり気  
にしないで荒れるよりもと思ってのことかと思いますが、我々としては使える所は残してい  
きたいと考えますし責任もあります。農林水産課には申し入れをしていますし、また、今月の  
常設委員会折にでも佐賀県農業会議や農山漁村課へ話をしてお願いをしてきたいと思って  
います。少し長くなりましたが、また、申し訳なく思っています。お詫び申し上げます。今日はさ  
つきも申し上げましたが欠席もございますが、議案審議をスムーズにかつ中身の濃いものに  
したいと思いますので、ご協力賜りますようお願ひして挨拶に代えたいと思います。(農地利  
用最適化)推進委員の皆様も参加いただきましてありがとうございます。

では議案審議に入ります。本日の議題は議案3件と報告3件であります。報告第13号「農  
地法第18条第6項の規定による解約報告について」を議題とします。事務局の説明をお願  
いします。

総会議案・説明資料の1頁と2頁をご覧ください。報告第13号について説明いた  
します。記載のとおり6件となっています。合計15筆で面積が9,205平米となっ  
ています。内訳は田が9筆で、7,135平米です。畠は6筆で、2,070平米となっ  
ています。解約事由は双方合意による借人変更のためが1件。農地法第5条申請のためが3  
件。農地法第3条申請のためが1件。あっせんのためが1件となっています。

なお、借人変更となっている1番は新しい借人の方が決まっておりますが、来月の  
総会に上がってくることになっています。2番・5番・6番の農地法第5条申請のた  
めとなっている3件は議案第20号に上がっています。3番は議案第21号の1番に  
上がっています。あっせんのためとなっている4番は先月にあっせん委員の選任が終  
っており、議案第22号の11番に上がってきています。以上で報告第13号の説明  
を終わります。

説明させましたように双方合意による解約報告ですが、皆さん方から何かご意見はござ  
いませんでしょうか。それぞれの担当のところをもう一度確認をしてもらいたいと思いますが、よ  
ろしいでしょうか。意見等はないでしょうか。ないようですので、これで報告第13号を終わりま  
す。

続いて報告第14号「農地法第3条の規定による許可の取消願いについて」を議題と致しま  
す。事務局の説明をお願いします。

事務局 総会議案説明資料の3頁をご覧ください。位置図は1頁をお開きください。報告第

	14号につきましては先月8月2日に開催された総会で審議され、許可を取られておりました。譲受人は●●区の●●●●さん74歳の方で、譲渡人は同じく●●区の●●●●さん84歳の方でしたけれども、譲受人である●●さんがしばらく耕作してみてから購入を検討しますと考えを改められました。土地の所在は大字●●字●●●●番地●でございます。地目は畠で面積は334平米となっています。耕作を試してみて結果が良かったら、再度3条申請をされる予定となっています。説明は以上です。
議長	先般議論しまして許可しましたけれども、一旦作ってみてからと考えを改められていることがあります。皆さんからのご意見をお伺いいたします。何かございませんでしょうか。 (はいという声あり。) ないようですので、これで報告第14号を終わります。
	それでは議案に移っていきます。議案第20号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題と致します。事務局から1番の説明を求めます。
事務局	総会議案・説明資料の4頁をご覧ください。番号1について説明いたします。位置図の2頁も併せてご覧ください。土地の所在は●●字●●●●番地●、●●番地●、●●番地の3筆でございます。登記地目は2筆が田、1筆が畠で、現況地目は2筆が田、1筆は樹園地となっています。登記面積はそれぞれ2,076平米、363平米、96平米で合計2,535平米となっています。譲受人は●●区の●●●●さん、67歳の方です。譲渡人は●●区の●●●●さん、36歳の方です。転用の目的は太陽光発電装置となっています。その概要は太陽光発電パネル270枚で491.85平米、通路ほかが2,043.15平米となっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は道路を挟んで宅地。西道路を挟んで畠。南は田(遊休農地)。北は道路となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。譲受人の話では、申請地に降った雨水は東側の道路には側溝が設置してあり、これに自然と流れようになると言わっていました。番号1の説明は以上です。
議長	ここは●●公園の南側になります。以前、東側にある民家は空き家バンクに登録した空き家で、その南側の農地と申請地の南側の農地は空き家に付随した特例農地で審議をしたことがございます。位置図に書かれた●●さんが(家を)買われたのでしたか。
事務局	いいえ。売られた方です。
議長	申請地の南側は耕作されていない農地が広がっています。また、段々で耕作がしにくい状況ですので、対策として太陽光発電装置をこの一帯に設置してもらえないかと今回の申請人の●●さんにお願いしたことがあります。もう枠がないということで断られたということも付け加えておきたいと思います。 担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	会長からありましたように、申請地は●●公園の裏側になります。譲渡人は父親を数年前に亡くされて、最近相続されました。勤め人ですので小作に出されています。ここは田んぼ自体が狭く、コンバインが方向転換できないのでバックしながら(作物を)刈られていました。今回の転用申請には小作人の方も大変喜ばれていました。よろしくお願ひします。
議長	ここは確かに以前の農業委員の方が耕作されていたのではないかと記憶しています。太陽光発電設備へ農地転用の申請ですが、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。何かございませんか。
5番委員	先程の事務局の説明では南側は遊休農地とありましたが、どの程度の荒れているのでしょうか。将来的には太陽光発電へ転用される可能性があるのでしょうか。
担当委員	ここは段々で今は草が茫々の状態です。用水ができないので、田んぼとして利用することはできないようになっています。

議長	南側の農地は耕作されていなかったので、今回の譲受人に合わせて太陽光発電のお願いもしたのですが、申請枠がないということで実現しませんでした。 前の農業委員の方から聞いていた話ではバイパスを横断する水管橋は(水が無くて)機能していないと言われていました。地区からは撤去してもいいという要望が出ているくらいです。ですから、この周辺は農地として利用するなら畑以外にはないということになります。
2番委員	バイパスができたので、このように(遊休化に)なってしまったのでしょうか。
担当委員	いいえ。水稻の栽培は広い干拓の方がやり易いから、そちらでされています。
議長	他に質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。 ここは太陽光発電へ転用されるかと思いますが、周囲もどんどんと太陽光発電ができるとは限りませんので、荒れないように管理はしてもらうようにしていただきたいと生産組合長・所有者の方に伝えてください。 なければ採決します。1番に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	賛成全員により許可相当として処理させていただきます。 事務局から2番の説明を求めます。
事務局	番号2について説明します。説明資料4頁、位置図は3頁をお開きください。土地の所在は●●字●●●番地●でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は248平米です。譲受人は●●区の株式会社●●の代表取締役●●さんです。譲渡人は●●区の●●●●さん71歳の方です。転用の目的は農業用施設です。その概要は作業場兼倉庫1棟72.00平米、3台分の駐車場37.50平米と通路ほかが138.50平米となっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は道路と畑(荒廃地)、西と北は道路、南は道路を挟んで畑となっています。関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。本日お渡し詰した資料は2頁に配置図がありますので、参考にしてください。説明は以上です。
議長	作業場兼倉庫となっていて作業は何をされるのでしょうか。
事務局	サカキの選別と聞いています。
議長	営農型太陽光発電の下のサカキはまだ植えられていなかったと思っていますが、事前の準備でしょうか。 では、担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	申請地は譲受人の自宅からバイパスを横断した所になります。自宅の周囲にもちょっとした作業をするスペースはあるようですが、ここを買って小屋を建てられてサカキの選別をされるようです。周囲の農地は荒れていますので、このことで影響が生じることはありません。小屋の屋根には太陽光発電装置を付けられるようです。よろしくお願いします。
議長	サカキの植え付けは次の冬場になっていたかと思います。事務局は確認をしておいてください。計画通りにいっていない時は(事務局から)指導をしてください。こちらの進捗具合もたまには担当委員の方でチェックをしておいてください。 皆さんから質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。 特段なければ採決します。2番に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	賛成全員により処理いたします。 3番の説明を求めます。
事務局	番号3について説明します。説明資料4頁、位置図は4頁をお開きください。本日お渡しした資料は3頁になります。土地の所在は大字●●字●●●●番地●と●●番地●でございます。この申請に当たり分筆登記されています。登記地目・現況地目2筆共に畑です。登記面積は497平米と37平米です。譲受人は●●区のアパートにお住まいの●●●●さんで、34歳の方です。譲渡人は●●区の●●●●さん、77歳の

	方です。転用の目的は一般住宅です。その概要は居宅1棟 125.20 平米、4台分の駐車場 72.00 平米と通路ほかが 336.80 平米となっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は畠、西は道路（里道）、南は道路（市道）、北は畠（分筆残地）となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。道路占用許可申請が都市建設課に提出されています。番号3の説明は以上です。
議長	3番の説明をさせました。この周辺は陸上競技場や野球場の近くで、●●の方へ下る道沿いになります。この周辺もだんだん住宅が建ってきていることを認識いただきたいと思います。 ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	ここは野球場の駐車場から市道を挟んで向かい側で、ミカン畠です。ミカン畠を分筆して宅地にされます。この北側と西側の畠も譲渡人の●●さんのミカン畠ですが、雨水や生活排水は道路側溝に流されますので営農に影響が出ることはないと考えています。よろしくお願ひします。
議長	生活排水は浄化槽を設置して処理されるようになっていますよね。
事務局	居住と駐車場の間に浄化槽を設置され、処理された排水は南側の市道側溝に流されるよう設計されています。 もう一つ申し上げます。分筆された筆が2つあります。37.00 平米となっているのは駐車場の西側の道路拡幅部です。建築確認申請を取るために幅員4メートルの道路を確保されています。
議長	皆さん方から何かございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。3番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成によりまして許可相当として県へ送付いたします。 続いて4番ですが、4番・5番・6番は隣接地での太陽光発電となっていますので、事務局はまとめて説明をしてください。
事務局	番号4、5、6について説明致します。この3件は●●●●●●●に関連した案件になります。ここからは賃貸借権の設定がされています。所有権の移転ではありません。説明資料5頁、位置図は5頁をお開きください。 4番は土地の所在が大字●●字●●●●番地●でございます。登記地目・現況地目共に畠です。登記面積は 1,187 平米です。借受人は●●市 の ●●●●さん 28 歳の方です。貸出人は●●区の ●●●●さん 84 歳の方です。転用の目的は太陽光発電装置です。その概要は太陽光発電パネル 164 枚で 447.85 平米と通路ほかが 739.15 平米となっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は畠と道路（里道）を挟んで宅地、西と南と北は道路（里道）を挟んで畠になっています。 5番は土地の所在が大字●●字●●●●番地●でございます。登記地目・現況地目共に畠です。登記面積は 1,202 平米です。借受人は●●県●●市 の ●●●●さん 30 歳の方です。貸出人は●●区の ●●●●さん 59 歳の方です。転用の目的は太陽光発電装置です。その概要は太陽光発電パネル 188 枚で、513.39 平米と通路ほかが 688.61 平米となっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東と西と北は道路（里道）、南は畠になっています。 6番は土地の所在が大字●●字●●●●番地●でございます。登記地目・現況地目共に畠です。登記面積は 934 平米です。借受人は●●市 の ●●●●●●株式会社の代表取締役 ●●●●さんです。貸出人は●●区の ●●●●さんで、83 歳の方です。転用の目的は太陽光発電装置です。その概要は太陽光発電パネル 160 枚で、436.92 平米と通路ほかが 497.08 平米となっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況

	<p>ですが、東と西と北は道路（里道）を挟んで畠、南は畠になっています。</p> <p>これら3件共に備考欄に記載のとおり関係機関との協議してありで、条件はあります。その条件は雨水の処理と周囲に迷惑を掛けないように草払いを行うこととなっています。賃貸借権の設定期間は20年となっています。説明は以上です。</p>
議長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	<p>この3件は先程事務局からあったように●●●●●●から説明を受けました。ただ、4番と6番に隣接する農地が1筆ありますが、この所有者からの同意が取れていません。それで良いのかと尋ねたところ、どうしても取れないからとの返答でした。排水に関しては4番に降った雨水は自然流下で5番と6番の方へ流れ、5番と6番に降った雨水は既設の水路があり、そこから西側の大きな水路へ流れるようになります。これに加えて、5番と6番には申請地の西側に設置した浸透側溝を設置して既設水路の負担を減らす工夫がされています。調査報告は以上です。</p>
議長	現地の形状はすり鉢型になっています。周囲の農地の同意関係で事務局から補足で説明してください。
事務局	<p>（事前にホワイトボードに描いていた絵にて水路と同意が取れていない農地の位置関係を説明。）</p> <p>先程、担当委員の方から隣接の農地所有者から同意が取れていないとありました。所有者の方は最近亡くなっています。相続された方が自分の農地も買ってくれないと同意をしないと言われたようです。そのときは予算的なこととか枠の面でお断りされていたようですが、この後検討された結果、前向きに取組むということで納得をされているようです。</p>
議長	<p>この周辺はまだまだ広がっていく可能性がありますので、良く地元との協議をしてもらうようにお願いをしておいてください。この辺りはライフラインである水道もありませんので、農地以外の活用となれば太陽光発電になるようです。</p> <p>それでは皆さんからの質問・意見をお受けしたいと思いますが、何かございませんでしょうか。</p>
2番委員	元々ここはミカン畠だったのでしょうか。
担当委員	かなり以前から何も作られていないし、最近では荒廃地です。しかとは分かりませんが、恐らくミカン畠だったのではないかでしょうか。
2番委員	後継者もおられないで放置されて、再生することはないということですね。
担当委員	恐らくそうなると思います。
議長	近くに●●さんがミカンを作られていますが、ここもということはないでしょうか。
担当委員	●●さんは既存のミカン園であれば入りますが、荒廃した所に開いて苗木を植えてということはされないと思います。
議長	そうでしょうね。他にありませんか。
8番委員	20年間の賃貸借とのことですですが、借り賃はいくらですか。
事務局	1年間で反当●●, ●●●円です。
議長	20年間で●●万円ですね。まあ良い値段でしょうか。
担当委員	ただ、農地から雑種地になると固定資産税も相当上がりますから、丸々が手元に残ることにはなりません。農地から宅地並みになります。
議長	他にありませんか。
3番委員	周辺が太陽光発電設備として開発されたときの雨水排水はどうなるのでしょうか。
事務局	地元と協議をされて、地元が要求をされていくことになるかと思います。
議長	<p>ここが一つのモデルケースになる可能性があります。今回は既設の水路と浸透側溝の合わせ技となっていますが、水路がない所では新たな水路を作つてもらうことになることもあるでしょう。</p> <p>●●地区のバイパス上に太陽光発電装置を設置した事例があり、このときは樹（調整池的なもの）を設けられましたが、今でも効果は出ていますか。</p>

8番委員	周囲が崩壊したとか溢れるということもあっていませんので、効果が出ていると思っています。
議長	<p>施工業者である●●●●●には浸透側溝の効果がどの程度あるのか、この付近での今後の展開。その時の雨水処理等についてはもう一度確認をしておいてください。施工業者には注意をしておくようにしておきます。</p> <p>他に質問や意見はございませんか。ないようですので、それぞれ採決します。4番に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
	5番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
	6番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	<p>それぞれ全員賛成により整理した上で処理させていただきます。</p> <p>次に移っています。議案第21号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	総会議案・説明資料の6頁をお開きください。1番について説明いたします。位置図は6頁をご覧ください。土地の所在は●●字●●●番地●でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は132平米です。譲受人は●●区の●●●さん57歳、農業兼会社員の方です。譲渡人は同じく●●区の●●●さん55歳の方です。譲受及び譲渡理由は小作地の売買となっています。現地は和のうとなっていまして、畔は既にありません。夢しづくが植えられていて稻刈り間近です。農地法第3条の現地確認調書につきましては、●●委員と●●農地利用最適化推進委員で行ってもらっています。特に問題なしとして両担当員より署名があつてあるところでございます。説明は以上です。
議長	ここは以前にも何か話がありましたよね。
事務局	申請地の隣に小さな農地（田）が1筆ありました。今年の春に2筆まとめて今回の譲受人の方が買おうとされたのですが、所有者が亡くなられました。相続されるのを待って今回3条の申請をされています。
議長	担当の最適化推進委員さんがお見えになっています。何か補足はありませんか。
担当推進委員	このことについては8月12日に●●区の●●さんが来られました。自分が小作していた隣地をこの春に3条で購入した。そのときにここも買おうとしたが、先程事務局の説明であった理由で断念したが、今回改めて買いたいとおっしゃいました。昨年まではここは耕作されていませんでしたので、良いことだと思い署名しました。このときに用水と排水を確認しましたが、問題ありませんでした。以上です。
議長	用排水を確認いただきまして、ありがとうございます。皆さんから何か質問・意見はございませんか。ございませんか。ないようですので採決します。1番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可することに致します。
	2番の説明をお願いします。
事務局	2番について説明いたします。位置図は7頁をお開きください。土地の所在は大字●●字●●●番地でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は235平米です。譲受人は●●区の●●●さん73歳、農業の方です。譲渡人は同じく●●区の●●●さん75歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と農業廃止となっています。なお、現地は譲受人の住まいから50メートル程度の距離にあり、現地を取り囲むように農地（田）を経営されています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、●●委員と●●農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつてあるところでございます。2番の説明は

	以上です。
議長	担当の●●委員から何かあれば補足をお願いします。
担当委員	現地は県道●●・●●線を●●方面へ進みまして●●のバス停がありますが、そこから100メートル先を左折して、南へ2.5キロ程進んだ所で、元の●●●●バス停がありましたけれども、そこから左の方へ下った所に申請地の田があります。申請地の北側に譲受人が耕作されている田が2枚あるような状況です。譲受・譲渡理由は事務局の説明のとおりです。以上が報告です。
議長	今ありましたように譲受人の方は取り囲むように水田を経営されているので妥当であると思いますが、皆さんから何か質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。)
	それでは採決します。2番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可することに致します。 3番の説明を求めます。
事務局	(3番の説明の前に空き家バンクに登録された空き家に付随する農地について資料に基づいて経緯・目的・制度内容を説明する。) 3番について改めて説明致します。位置図は8頁をお開きください。土地の所在は大字●●字●●●番地●と●●番地でございます。2筆共に登記地目・現況地目共に畠となっています。登記面積は176平米と169平米です。譲受人は●●区の空き家バンクに登録された空き家に転入されて来られる●●さん41歳、会社役員の方です。譲渡人は●●区の●●●さん36歳、会社員の方です。譲受及び譲渡理由は空き家バンクに登録された空き家に付隨する農地の取得と農業廃止です。申請地2筆は先々月の総会で特例農地として認めてもらっていました。譲受人の方はここで野菜を栽培したいとの意向をお持ちになっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、●●委員と●●農地利用最適化推進委員で行ってもらいます。特に問題なしとして、両担当員より署名があつているところでございます。3番の説明は以上です。
議長	譲受人の方は国籍が●●と記載されていますが、●●の方なのですか。
事務局	はい。●●の女性の方です。ご主人は日本人で市内のご出身と聞いています。会社役員と申し上げましたが、●●関係の会社の役員の方です。
議長	担当委員の方にお尋ねしますが、ここにお住まいになられるのですか。
担当委員	住民票はここに移されているようですが、まだ住んではおられないようです。
議長	国籍は●●でも取得できるのですか。
事務局	配偶者が日本人で永住権をお持ちになっていますので大丈夫です。
議長	担当委員から何か補足はありませんか。
担当委員	対象農地は7月の第3回総会で空き家に付隨した特例農地として認めてもらっています。譲渡人の方はもう農業をしないご意向で農地を手放されます。譲受人の●●・●●さんは外国人の方ですが、取得後は南側の畠は家庭菜園として、西側は草が生え放題ですので整備してレモングラスや唐辛子を栽培したいという意向をお持ちです。報告は以上です。
議長	つかぬ事を伺いますが、旦那さんの名前でなく、奥方の名前で取得される理由は何ですか。
事務局	ご主人は会社の経営者として、今他所に住民票を置いておられます、移しにくいとのことでした。
議長	申請時には関係者の方は窓口に来られているのですか。
事務局	譲渡人はご本人。譲受人はご夫婦でお見えになられています。
議長	それでは皆さんからの質問・意見をお伺いいたします。何かございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。)

	それでは採決いたします。3番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可することと致します。 4番の説明をお願いします。
事務局	4番について説明いたします。位置図は9頁をお開きください。土地の所在は大字●●字●●●番地、●●番地、●●番地の3筆でございます。●●番地の登記・現況地目は共に田ですが、残り2筆は登記・現況地目共に畠となっています。登記面積はそれぞれ1,706平米、112平米、239平米となっており、合計で2,057平米です。譲受人は●●町●●の●●●さん63歳、農業の方です。譲渡人は●●区の●●●さん74歳、無職の方です。住まいが●●区となっていますが、以前は申請農地の間にある家にお住まいでしたが、新しく家を建てられて移住されています。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と農業廃止となっています。なお、譲受人の息子さんは空き家バンクに登録された譲渡人の以前の住まい家を購入されています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、会長と●●農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつているところでございます。説明は以上です。
議長	私の方から補足します。譲渡人の●●さん自身がもう農業廃止ということで、この1~2年田んぼを売って来られています。伊東さんは家を空き家バンクに登録されました。譲受人の息子さんがそれを買われ、●●にお住まいの親の方は息子の家の周囲の田んぼ買いたいという意向でしたので、ジャンボタニシの問題や集団転作・カントリーの利用とかの問題が色々ありましたので、地元の生産組合によく協議をしてもらうように投げかけておりました。生産組合での協議の結果、やもうえないとのことですので、ここに提案をさせてもらっています。しっかりと農業をやるという確認はさせてもらっています。 皆さんから質問やご意見がありましたら、お願いします。
7番委員	譲受人の方は市内で耕作をされていますか。
事務局	ありません。ここが初めてになります。譲受人の方は●●町の認定農業者です。
議長	他にございませんか。ないようですので採決します。4番に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	賛成全員により許可することと致します。 議案第22号に移ります。「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。この案件は一括して審議致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第22号について説明いたします。総会議案・説明資料は7頁から9頁までとなります。この案件につきましては1議案で11件でございます。9頁の11番はあつせんによる所有権移転です。今総会後に所有権が売り手の方から公社に移ることになっています。所有権移転の時期は備考欄に書いてある通りです。今回は農地中間管理機構との貸借となる案件はありません。利用権設定されている案件が1番から10番までの10件です。この10件のうち、新規が2件。再設定(更新)が8件となっています。このうち、使用貸借権の設定は1件で、賃貸借権の設定は9件です。賃貸借権9件のうち、現金扱いが5件で、物納扱いが4件となっています。契約期間については、10年が3件、9年が1件、5年が3件、3年が2件、1年が1件がとなっています。使用貸借権の設定は9番ですが、親子の間での貸し借りで、更新となっています。議案第22号の説明は以上です。
議長	今月の案件数は少なくなっていますが、毎月あつてある集積計画です。それぞれ担当委員の方は賃料が高過ぎるとか安過ぎるとかの確認をされていると思っています。皆さん方からの質問・意見がありましたらお願いします。ありませんか。よろしいでしょうか。ないようすで採決します。議案第22号の集積計画に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)

議長	賛成全員により議案第22号は決定することにします。 それでは最後でございます。報告第15号「農地等形状変更届出について」を議題とします。1番の説明を求めます。
事務局	報告第15号の1番について説明いたします。総会議案資料の10頁をご覧ください。位置図は10頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●番●でございます。地目は田で、面積は526平米のうちの200平米でございます。届出人は所有者の●●●さんで、●●区の方です。形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、申請地はこれまで田として耕作してきたが、一部を苗床として利用したいので40センチメートル程嵩上げしたいとのことです。以前は所有する畑を苗床として利用されていたそうですが、水捌けが悪いということで、こちらに改めたいとのことです。周囲の状況ですが、東と西は宅地と田、南は自身の田、北は自身の宅地となっています。備考欄に記載のとおり、申請地は農振除外地となっています。地元協議はしてあり、条件はなしとなっています。なお、以前から嵩上げをしていたということで始末書が申請人から提出されています。説明は以上です。
議長	始末書を読み上げてください。
事務局	始末書の読み上げ
議長	現地を見る限りでは他に影響が出ることはないかと思っています。皆さんから何か質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可することと致します。 2番の説明を求めます。
事務局	2番について説明いたします。位置図は11頁をご覧ください。土地の所在は●●字●●●番地●でございます。地目は畑で、面積は3,455平米となっています。届出人は所有者の●●●さんで、●●区の方です。形状変更の事由及び変更後の利用目的ですが、申請地は数年間耕作放棄地となっていたが、表土の切土・盛土をして段差をなくして耕作し易い形状にして野菜を作りたいとのことです。周囲の状況ですが、東は山林、西は道路を挟んで畑（遊休農地）、南と北は畑（遊休農地）になっています。備考欄に記載のとおり、申請地は農振除外地となっています。地元との協議はしてあり、条件はなしとなっています。なお、始末書が申請人から提出されています。説明は以上です。
議長	始末書を読み上げてください。
事務局	始末書の読み上げ
議長	●●推進委員は現地を確認されているかと思いますので、何かありましたらお願ひします。
担当推進委員	ここについては無届で重機を入れた再整備をされたということで、区民のある方が気付かれました。当初はキャンプ場ができるのではという噂が流れました。7月末に事務局の方と私達委員が現地を確認し、本人にも会って話を聞きました。本人の話では整地してミカンと野菜を作りたいとのことでした。先程数年間耕作放棄地となっていたという説明でしたが、親父さんが亡くなられてからですので、もっと長い間耕作されてなく荒れ放題だったと思います。今後も現状を確認していきたいと思っています。以上です。
議長	見る限りでは、キャンプ場にするには水がないし、トイレもない状況ですので難しいかなと思います。見晴らしはまずまずでしょうか。 皆さんから何か質問等はございませんか。
6番委員	面積が3反5畝程あります。野菜の白菜・キュウリはハウス栽培でしょうか。露地でしょうか。露地には広過ぎるのかなと思います。
事務局	露地栽培です。担当の●●農業委員からお聞きしましたが、ここは3段の段々畑で、下の

	1段は手を入れずに雑木が生えたまま。上の2段を1枚にして平坦にしてあるとのことです。それと申請地は西側に普通車が1台通るだけの道に隣接していて、北側の一部を3~4台分の駐車スペースにされているとおっしゃっていました。
6番委員	ハウスを建てるだけの面積ではないということでしょうか。
7番委員	水がないのでは。
担当推進 委員	ハウスを建ててまでする所ではありません。
議長	書いてある作物をしっかりと作ってくださいと伝えてください。 他に質問・意見はございませんか。ないようですので採決します。賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可することと致します。それではこれで報告第15号を終わります。 以上を持ちまして、本日提出された報告・議案についての審議を終わります。
	(午後2時55分終了)

	この会議録は、委員会書記をもつて記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。
	令和4年 9月 2日
	鹿島市農業委員会 会長 (印)
	7番委員 (印)
	8番委員 (印)
	事務局長 (印)